

大口町文化活動事業奨励費補助金交付要綱

(平成6年3月2日大口町告示第12号)

(目的)

第1条 この要綱は、大口町において文化活動を振興する目的をもって実施される事業を奨励するため、大口町文化活動事業奨励費補助金(以下「補助金」という。)の交付に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(補助対象事業)

第2条 この要綱に基づき交付する補助金の対象となる事業(以下「補助対象事業」という。)は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

(1) 文化活動に関する事業

(2) 伝承芸能に関する事業

(補助対象事業の指定)

第3条 補助対象事業の指定を受けようとするものは、大口町文化活動事業指定申請書(様式第1)を町長に提出する。

2 町長は、前項の申請を審査し、指定する場合は、大口町文化活動事業指定書(様式第2)を申請者に交付する。

(補助金の額)

第4条 補助金の額は、事業費及び特定財源等を考慮して予算の範囲以内において決定する。

(その他必要事項)

第5条 この要綱に定めるもののほか必要事項は、町費補助金等の予算執行に関する規則(昭和53年大口町規則第3号)の定めるところによる。

附 則

この要綱は、告示の日から施行し、平成5年4月1日から適用する。

様式第1（第3条関係）

大口町使用文化活動事業指定申請書

1. 名 称

2. 人 数

3. 活 動 内 容

上記活動を大口町文化活動事業奨励費補助金の対象に指定くださるよう申請いたします。

年 月 日

住 所

氏 名



大口町長

様

様式第2（第3条関係）

第 号

大口町文化活動事業指定書

名 称

上記事業を大口町文化活動事業奨励費補助金交付要綱の規定により補助対象事業に指定する。

年 月 日

大口町長

